

75歳以上の
皆さまへ^(※1)

平成30年度^(※2)から、 医療保険料の軽減率が 変わります

(※1) 65歳以上の方で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方も対象になります。

75歳以上^(※1)の方の保険料は、

- ① 年収に応じて納めていただく部分 **所得割** と、
② 全員に納めていただく定額部分 **均等割** があります。

⇒ 平成30年度^(※2)から、75歳以上の方の軽減率が下のように変わります。

(※2) 平成30年度の保険料改定により、皆さまの保険料の支払い額が変わるのは、振込み・口座振替等の方で7月から、年金引き落としの方で10月からとなります。(お住まいの市区町村によっては時期が異なる場合があります。)

1 所得割が変わる方

年収 約153～211万円の方

※ 年収は年金収入のみの方の金額。

平成29年度の所得割は、
特例的に**2割軽減**されていましたが、
平成30年度から本来納めていただく
所得割額になります。
(均等割の定額部分は変わりません)



2 均等割が変わる方

元被扶養者で、特定の要件に該当する方

元被扶養者とは 75歳になる前日に、ご家族の会社の健康保険、共済組合などで被扶養者であった方

特定の要件の例 単身の方であれば、年金収入が168万円を超える方など
75歳以上の夫婦2人世帯であれば、一方の年金収入が168万円を超える場合など

平成29年度の均等割は、
特例的に**7割軽減**されていましたが、
平成30年度は**5割軽減**になります。

※ただし、元被扶養者であっても、世帯の所
得が低い方は、均等割の軽減（9割軽減、
8.5割軽減）が受けられます。



保険料を年金からの引き落として納めている皆さんへ

年金からの引き落としの場合、

前半（4月・6月・8月）の保険料は前年度と同じ額を引き落とし、

後半（10月・12月・2月）で残りの保険料を調整します。

そのため平成29年度よりも平成30年度の保険料額が増える方

についても、**実際に引き落とし額が増えるのは、10月からです。**

※ なお、お住まいの市区町村によっては6月から引き落とし額が増える場合があります。

平成30年度の保険料の引き落とし金額

4月	6月	8月	10月	12月	2月
← 前年度(10~2月)と同額 →			残りの保険料を3等分 →		

医療保険制度の見直し 早わかり



Q なぜ保険料の軽減を見直すのですか？

A 高齢者と若者の、世代間の公平を図るためです。

75歳以上の方の保険料が軽減されていることにより、若者は医療費が少ないにもかかわらず、高齢者よりも高い保険料を納めています。高齢者と若者の世代間の公平を図るため、75歳以上の方のうち負担能力のある方には、ご負担をお願いします。

Q 元被扶養者と、そうでない場合では、どれくらい保険料額が違うのですか？

A 元被扶養者の方の保険料は、収入額にかかわらず軽減されています。

元被扶養者の方は、年収があってなくとも、均等割額が7割軽減されています。一方、元被扶養者でない方は、年収に応じて保険料をご負担いただいています。

しかし、元被扶養者の方も、元被扶養者でない方も、同じ後期高齢者であることから、今後は、世代内の公平を図るため、段階的に軽減を見直していきます。

Q 保険料はどのくらい増えるのですか？

A 6~8月ごろに送付される保険料額決定通知書でご確認ください。

毎年6~8月ごろに、ご加入の保険者から、保険料額決定通知書が皆さんに送付されます。その通知書に、その年度の保険料が記載されますので、ご確認ください。詳しくは、ご加入の保険者にお問い合わせください。

Q 私は元被扶養者なのですが、保険料は必ず増えるのですか？

A 元被扶養者の方でも、世帯の所得が低い方は、低所得者の軽減が適用されます。

元被扶養者の方は、平成30年度は、均等割が5割軽減になります。

しかし、元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、均等割が9割軽減される場合や8.5割軽減される場合があります。

詳しくは、毎年6~8月ごろにご加入の保険者から送付される、保険料額決定通知書でご確認ください。

お問合せは
こちらまで

- 各都道府県の後期高齢者医療広域連合
- お住まいの市区町村の後期高齢者担当窓口
- 保険料の詳しい内容は、厚生労働省のホームページでもご覧いただけます。ホームページへは、こちらのQRコードから →



厚生労働省